

第 11 号

発行日
2022. 8. 10

*Super
Highway*

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

【資料】 組合費の仕組みについて

組合員の皆さんに組合関連の費用について再確認して頂きたいと思い、改めて紹介してみたいと思います。

《給与明細に記載される組合費関連控除》

- ・組合費 … 基本給の 21/1000
- ・労共済 1 … 総合共済 1,000 円
- ・労共済 2 … セット共済 500 円
- ・労組控除 … 地本費、分会費及び分会で徴収する諸費用等、
+ 個人の控除依頼分（労金控除並びに貯蓄等）

組合費について、契約社員（入社後の正規採用されるまで、また定年退職後）で組合加入されている期間は、基本給の 21/1000 の組合費については徴収致しません。また、55 歳の基本給減額と合わせて、組合費は、基本給の 21/1000-1.000 円へ減額となります。

総合共済・セット共済並びにドライバーズ共済については、組合に加入する皆で相互扶助する制度です。改めて別途紹介していきたいと思います。

地本費については基本的に 500 円。分会費及び分会で徴収する諸費用については、各分会で定めています。

合わせて、各個人が労働金庫からの借り入れに対する返済や投資・貯蓄などを労組控除として給与天引きする事が出来ます。

以上

